

宮崎市の保育料は国の基準額より低く設定しています。

階層区分	市町村民税所得割額の区分等（国）	国基準額（円）	
		標準時間	短時間
第1	被保護世帯等	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3	48,600円未満 ひとり親・障がい者等の世帯	9,000	9,000
		(0)	(0)
第3	その他の世帯	19,500	19,300
		(9,750)	(9,650)
第4	48,600円以上 77,101円未満 ひとり親・障がい者等の世帯	9,000	9,000
		(0)	(0)
	その他の世帯	30,000	29,600
		(15,000)	(14,800)
77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,600	
	(15,000)	(14,800)	
第5	97,000円以上	44,500	43,900
	169,000円未満	(22,250)	(21,950)
第6	169,000円以上	61,000	60,100
	301,000円未満	(30,500)	(30,050)
第7	301,000円以上	80,000	78,800
	397,000円未満	(40,000)	(39,400)
第8	397,000円以上	104,000	102,400
		(52,000)	(51,200)

軽減額

国基準額との差額 (標準時間で比較)
0
0
▲ 2,000
▲ 5,500
▲ 4,500
▲ 2,000
▲ 10,000
▲ 6,000
▲ 2,500
▲ 14,800
▲ 11,500
▲ 23,600
▲ 21,000
▲ 39,000
▲ 50,000

宮崎市の保育料(表右側)は、国が定める階層区分(表左側)を細分化したうえで、国の基準額より負担額を軽減したのになっています。軽減されている差額は市が負担しています。

宮崎市保育料（円）		市町村民税所得割額の区分等（市）	市区分	階層区分	
標準時間	短時間				
0	0	被保護世帯等	A00	第1	
0	0	市町村民税非課税世帯	B01・B02	第2・3	
7,000	6,800	ひとり親・障がい者等の世帯	均等割のみ	C04	第4
(0)	(0)		48,600円未満	C02	第6
14,000 (3,500)	13,700 (3,400)	その他の世帯	均等割のみ	C01	第5
15,000 (3,700)	14,700 (3,600)		48,600円未満	C03	第7
7,000	6,800	ひとり親・障がい者等の世帯	48,600円以上 57,700円未満	C05	第8
(0)	(0)		57,700円以上 59,000円未満		第10
			59,000円以上 77,200円未満	C06	第12
20,000 (5,000)	19,600 (4,900)	その他の世帯	48,600円以上 57,700円未満	D00	第9
24,000 (6,000)	23,500 (5,800)		57,700円以上 59,000円未満	D01	第11
			59,000円以上 77,200円未満	D02	第13
27,500 (6,800)	27,000 (6,700)	77,200円以上 97,000円未満		D03	第14
29,700 (7,400)	29,100 (7,200)	97,000円以上 111,000円未満		D04	第15
33,000 (8,200)	32,400 (8,100)	111,000円以上 169,000円未満		D05	第16
37,400 (9,300)	36,700 (9,100)	169,000円以上 211,300円未満		D06	第17
40,000 (10,000)	39,300 (9,800)	211,300円以上 301,000円未満		D07	第18
41,000 (10,200)	40,300 (10,000)	301,000円以上 397,000円未満		D08	第19
54,000 (13,500)	53,000 (13,200)	397,000円以上		D09	第20

※3号認定(0・1・2歳、満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の保育料(子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号)

※国の基準額は子ども・子育て支援法施行令第4条により定めがあるもの

※市の保育料は宮崎市子ども・子育て支援法施行細則第6条により定めがあるもの

※各保育料金額の下の()は、「負担額算定基準子ども」の第2子適用となる児童の金額。

(令和7年9月から、宮崎市第2子保育料負担軽減事業実施要綱に基づき、第2子の保育料は第1子の1/4になります。右の表の()は、軽減事業を適用した額になっています。)

※「負担額算定基準子ども」=小学校就学前の子ども(子ども・子育て支援法施行令第13条第2項)